

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年2月2日 14時25分ごろ
発生場所	三重県志摩市御座岬南西方沖 御座埼灯台から真方位217° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 15.3′ 東経136° 44.3′）
事故の概要	漁船 秀成丸は、西北西進中、錨泊中のプレジャーボートTOSHI-MARUに衝突した。
事故調査の経過	令和元年2月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 秀成丸、4.4トン ME3-64457（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート TOSHI-MARU、5トン未満（長さ6.85m） 243-35122三重、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 操舵室右舷側壁に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、帰港する目的で手動操舵により 西北西進中、船長Aが、目視で船首方に他船を認めなかったため、前 路に航行の支障となる船舶がないと思い、同じ針路で航行を続けて いたところ、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突し、衝撃 を感じた。 船長Aは、海水により汚れた操舵室前面の窓ガラスに日光が当たっ て白く光り、操舵室内から前方が見えにくい状態であったため、前路 で錨泊中のB船に気付かなかつたのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りをを行いな がら船首を北西方に向けて錨泊していたところ、東南東方約0.5M にB船に向けて航行するA船に気付き、大声で叫んで手を振って注意 喚起を行い続けたものの、A船がB船に衝突した。
分析	A船は、西北西進中、船長Aが、操舵室の窓ガラスが海水により汚 れて見通しが悪い状況下、前路に航行の支障となる船舶がないと思 い、同じ針路で航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付か ず、B船に衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、錨泊中、船長Bが、A船を認めた後、大声で叫ぶなどして注意喚起を行い続けたものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、西北西進中、船長Aが、操舵室の窓ガラスが海水により汚れて見通しが悪い状況下、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、同じ針路で航行を続けたため、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長等は、操舵室窓ガラス（旋回窓を含む）が汚れ等により見通しが悪い場合、同窓ガラスを洗淨するなどし、適切な見張りを行うこと。